

延岡市児童虐待防止対策見守り支援事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、延岡市児童虐待防止対策見守り支援事業業務（以下「本業務」という。）委託事業者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

本業務を実施するに当たって、価格のみでなく事業者に係る業務実績、専門性、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結するため、プロポーザルにより契約の相手方となる候補者を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

延岡市児童虐待防止対策見守り支援事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「延岡市児童虐待防止対策見守り支援事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 提案限度額

3, 748, 500円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

この公募開始の日から契約締結までの日において、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者でないこと。
- (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 民事執行法（昭和54年法律第4号）の規定による金銭債権に対する強制執行又は国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受けた者でないこと。
- (5) 民事保全法（平成元年法律第91号）に基づく民事保全の手続が常態として行われていると認められる者でないこと。
- (6) 国税及び市町村税について滞納がないこと。
- (7) 法人の役員等（個人にあつてはその者）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第

22 号) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者でないこと。

- (8) 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間に、延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 18 年告示第 63 号）に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- (9) 福祉分野における相談業務若しくは支援業務、訪問による支援の実績を有する法人又は団体とする。

4 契約締結までのスケジュール

実施内容 実施期日

公募開始日	令和 8 年 8 月 12 日（水）
質問書の提出期限	令和 8 年 8 月 24 日（月）16:30 まで
質問の最終回答日	令和 8 年 8 月 26 日（水）
参加申込書提出期限	令和 8 年 8 月 28 日（金）16:30 まで
資格審査結果通知日	令和 8 年 8 月 31 日（月）
企画提案書提出期限	令和 8 年 9 月 14 日（月）16:30 まで
審査会実施日 （プレゼンテーション、質疑応答）	令和 8 年 9 月 28 日（月） ※日程は変更となる可能性がある
審査結果通知日	令和 8 年 9 月 29 日（火）
契約締結日	令和 8 年 10 月 1 日（木）

5 資料の配布

(1) 配布する資料

- (ア) 延岡市児童虐待防止対策見守り支援事業業務委託公募型プロポーザル実施要領
- (イ) 延岡市児童虐待防止対策見守り支援事業業務委託仕様書
- (ウ) 提出書類様式一式

(2) 配布期間

令和 8 年 8 月 12 日（水）午前 8 時 45 分から令和 8 年 8 月 28 日（金）午後 4 時 30 分まで

(3) 配布場所等

延岡市健康福祉部おやこ保健福祉課で配布する。また、市ホームページ（<https://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/start.html>）に掲載する。

6 参加申込書の提出

(1) 提出書類

- ア 参加申込書兼誓約書（様式 1）
- イ 参加資格に関する誓約書（様式 2）
- ウ 延岡市税に滞納が無いことの証明（発行日から 3 か月以内、写し可）
- エ 国税に滞納が無いことの証明（発行日から 3 か月以内、写し可）
- オ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行日から 3 か月以内、写し可）
- カ 契約実績を証明する書類（契約書等）

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 1 部の合計 2 部提出すること。

(3) 提出期間

令和 8 年 8 月 28 日（金）午後 4 時 30 分まで

(4) 提出先

延岡市健康福祉部おやこ保健福祉課 家庭福祉係

(5) 提出方法

以下のいずれかの方法で提出すること

ア 事前に電話で来庁日時を連絡し、持参により提出

イ 令和 8 年 8 月 28 日（金）必着とし、郵送にて提出

(6) 辞退について

応募申込をした後に応募を辞退するときは、辞退届（様式 5）を令和 8 年 8 月 21 日（金）までに提出すること。

7 参加資格の審査及び結果の通知

参加資格の確認を行い、令和 8 年 8 月 31 日（月）にプロポーザル参加資格審査結果通知書を郵送により通知する。

なお、参加資格を満たしていないと判断された者は、その理由についてプロポーザル参加資格審査結果通知書が届いた日から令和 8 年 9 月 7 日（月）午後 4 時 30 分までに、電子メールにて説明を求めることができる。通知内容の異議申し立ては受け付けない。

電子メールアドレス oyako@city.nobeoka.miyazaki.jp

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式、A4 用紙 15 枚以内）

イ 業務工程表（任意様式）

ウ 見積書（任意様式）

エ 独自提案書（任意様式、A4 用紙 3 枚以内）

※見積書は、消耗品費等、支援活動費（人件費、燃料費、実績報告書作成等に係る費用を含む。業務責任者、支援員それぞれの 1 日当たりの活動費に稼働日数、人数を乗じた

総額）及び食料品等（1 児童当たりの単価に、訪問回数、年間活動回数を乗じた総価）の総額（税込）で提出すること。

※数量は参考数であり、契約期間内における予定数量を保証するものではない。

※提案者は、仕様書に定める業務内容に加え、本業務の目的達成及び支援効果の向上に資する独自提案を提出することができる。

※独自提案は、1 件につき内容評価を最大 5 点とし、加算上限は 3 件まで（最大 15 点）とする。

※独自提案が 4 件以上記載された場合は、記載順に上位 3 件のみを審査対象とする。

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 7 部の合計 8 部提出すること。

(3) 提出期間

令和 8 年 9 月 14 日（月）午後 4 時 30 分まで

(4) 提出先

延岡市健康福祉部おやこ保健福祉課家庭福祉係

(5) 提出方法

以下のいずれかの方法で提出すること

ア 事前に電話で来庁日時を連絡し、持参により提出

イ 令和 8 年 9 月 14 日（月）必着とし、郵送にて提出

(6) 受理の取消

応募した法人等が、企画提案書の提出日から委託法人等の決定日までの間に、次のいずれかに該当した場合は応募を取り消し、審査及び選定の対象から除外する。

ア 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合

イ 応募の採否の働きかけを行う目的で、応募者又はその関係者が直接又は間接的に本職員等と接触を持った場合

(7) その他提出にあたっての留意事項

ア 見積金額と見積内訳の合計が一致しないものは無効となるので十分留意すること。

イ 提出書類は A4 縦型フラットファイルに左綴じとし、書類にインデックスを貼ること。

ウ 提出された書類は、返却しない。

エ 書類提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

(8) 辞退について

プロポーザル参加資格審査結果通知書が届いた後に応募を辞退するときは、辞退届（様式 5）を令和 8 年 9 月 14 日（月）までに提出すること。

9 審査

(1) 選定委員会の設置

透明性及び公平性を確保し適正に事業者を選定するため、延岡市児童虐待防止対策見守り支援事業委託候補者選定委員会を設置し、同選定委員会において企画提案書の審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した候補者を選定する。

(2) 事業予定者の選定方法等

ア 失格者を除き、審査会において選定委員会の審査で最高点を得た者を受託候補事業者として選定するものとする。

イ 同一の合計点数により最高点の提案者が複数となった場合は、審査基準における「実現性」の点数が最も高い者を受託候補者とし、同項目が同一だった場合には、「現状等を踏まえた展開」の点数が最も高い者を受託候補者とし、同項目が同一だった場合には、選定委員会の委員長が決定する。

ウ 独自提案に係る評価点を除いた審査項目の合計点が 60 点未満の申込者は、原則として候補者に選定しない。ただし、全ての申込者がこれに該当した場合は、選定委員会において、第 1 順位の申込者を候補者として選定するか、又は選定者なしとするかを協議し決定する。

エ 選定の結果、委託予定者なしとする場合もある。

(3) プレゼンテーションの方法

ア 実施日

令和 8 年 9 月 28 日（月）を予定 ※正式な日時や集合場所等の詳細は別途通知する。

イ 実施場所

延岡市役所本庁舎

ウ 実施時間

1 事業者につき 30 分以内（プレゼンテーション 15 分以内、質問応答 15 分以内）とする。 ※なお、応募者多数の場合には、実施時間を変更する場合がある。

エ 出席者

原則 3 人以内とし、本業務を担当する管理責任者 1 名及び担当者 1 名は必ず出席すること。

オ 審査

非公開とする。

カ 留意事項

- ① プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書の内容による他、パワーポイント等を用いて実施することを許可するが、追加提案や追加資料の配布は認めない。
- ② プロジェクターやスクリーン等については市において用意するが、パソコンは出席者

が用意すること。

- ③ 持ち込んだ機材が正常に動作しない場合や、故障などによる使用制限が発生した場合の対応を想定しておくこと。

(4) 審査の基準

別紙、「延岡市児童虐待防止対策見守り支援事業業務委託公募型プロポーザル審査基準」のとおりとする。

なお、企画提案書の審査に当たっては、仕様書に定める業務内容に関する提案に加え、提出された独自提案について、1件につき内容評価を最大5点とし、加算上限3件までの範囲で評価する。

(5) 選定結果の通知

選定結果については、令和8年9月29日（火）に全ての事業者文書により通知する。なお、候補者として選定されなかった者は、その理由について審査結果が届いた日から令和8年9月30日（水）午後4時30分まで説明を求めることができる。方法は、「7 参加資格の審査及び結果の通知」と同様とする。通知内容の異議申し立ては受け付けない。

(6) 決定事業者の公表等

決定事業者名等を「延岡市プロポーザル事務の手引き」に基づき、市ホームページで公表する。

10 受託候補者との協議・契約

選定された受託候補者と本市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、随意契約により事業委託に係る契約を締結する。なお、受託候補者と本市との協議が調わない場合、または受託候補者が委託事業を遂行することが困難となる場合は、原則として次点候補者と協議を行う。また、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

11 質問方法等

(1) 受付期間

ア 実施要領に関する質問

令和8年8月12日（水）午前8時45分から令和8年8月24日（月）午後4時30分まで

イ 企画提案書に関する質問

令和8年9月1日（火）午前8時45分から令和8年9月11日（金）午後4時30分まで

(2) 質問提出方法

質問書（様式3）で電子メールにより提出すること。提出後、必ず電話で質問書を送信した旨を伝え、担当部署に着信したことを確認すること。なお、口頭による質問は受付しない。電子メールアドレス oyako@city.nobeoka.miyazaki.jp

(3) 質問に対する回答

質問のあった場合には、質問回答期日までに、電子メールで回答する。また、質問及びその回答を市ホームページに掲載する。

12 失格事項

次の各号いずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (3) 提出された見積書の見積金額が予算（見積限度額）を超えている場合
- (4) 契約締結日までに、「3 参加資格」に定める資格要件を満たさなくなったことが判明した場合

13 提出書類の取り扱い

- (1) 本審査以外では、無断で使用しないものとする。
- (2) 提出後における差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (4) 提出書類等は返却しない。

14 その他実施上の留意事項

- (1) 参加者が1者のみの場合においても、審査を行うものとする。
- (2) 企画提案書の提出は1者につき1案のみとする。
- (3) 提出書類の作成及び提出等に係る一切の費用は、申込者の負担とする。
- (4) 延岡市から受領した資料は、延岡市の了解なく公表及び使用できない。
- (5) 業務の実施に関し必要な事項等は、両者が協議して決定するものとする。
- (6) 本プロポーザルに係わる情報公開請求があった場合は、延岡市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。その場合、当該提案書類等の使用、複製及び公開を無断、無償で行うことができるものとする。

15 担当部署（問合せ先）

〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2番地1

延岡市健康福祉部おやこ保健福祉課家庭福祉係

[TEL:0982-20-7202](tel:0982-20-7202) E-mail oyako@city.nobeoka.miyazaki.jp